星薬科大学における研究費等に関する不正使用防止計画

平成２６年１０月６日作成
２０２６年４月８日見直し
最高管理責任者

＜基本方針＞
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」（令和３年２月１日改正）の趣旨を踏まえ、星薬科大学（以下、「本学」という。）における公的研究費等の適正な使用を徹底するため、「学校法人星薬科大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程」第７条に基づき、本学の現状を踏まえ、次のとおり不正防止計画を策定する。

項 目	具体的な対策
1. 研究者の 公的研究費に係る説明会参加を義務化する	公的研究費等説明会を複数回開催し、研究者に必ず１回は参加するよう義務化するとともに関係する制度と会計処理等についてより一層浸透させる。
2. 物品の発注・納品確認を明確にする体制を整備する	研究者および機関の発注・検収ルールを明確化し、事務手続きを共有する。また、返品等が発生した場合、研究者発注のものも含む全ての納品物について、機関を経由して返品を行う。研究者と発注・検収担当部署が連携し、透明性のある手続きを行う。
3. 賃金・謝金等に関する体制を整備する	勤務実態のない賃金・謝金の請求や勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、事務局が勤務日や勤務時間等、勤務実態の把握に努める。
4. 旅費の支給に関する体制を整備する	出張の事実がない旅費の請求や、実際の日程よりも長い日程による旅費の請求などの不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等、出張の実態の把握に努める。
5. 不正行為を早期発見し是正する体制を整備する	物品の納品、支払請求等の公的研究費等の使用ルールに関する疑問点等に対応するための相談窓口を経理部に設置するとともに、組織的又は個人的な法令違反行為等に 関する通報窓口を総務部に設置して、不正行為の早期発見と是正に努める。
6. 不正防止に係る取組みについて外部へ公表する	研究費の不正防止に係る取組みに関する本学の方針及び意思決定手続き等を本学のホームページにより外部に公表する。
7. 研究者及び業者からの誓約書を徴取する	公的研究費等を使用する研究者から誓約書の提出を義務付けるとともに物品等の納入に係る業者からも誓約書の提出を義務付ける。
8. 内部監査を実施する	内部監査部門は監事との連携はもとより、推進室と連携し，研究費の適正な運営 ・管理について実効性のある内部監査を実施する。
9. 不正発生に係る要因を分類し、不正防止計画の見直しを行う	不正を発生させる要因を本学全体に起因するもの及び個別教室・研究室に特有のもの等に分類した上で、具体的な不正防止の方策を検討し、基本方針の見直しに反映させる。